

令和7年度神奈川県教育委員会スクールカウンセラー採用候補者選考募集案内

神奈川県教育委員会では、不登校やいじめ、暴力行為などの課題解決を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの採用候補者を次のとおり募集します。

1 応募資格

次の(1)(2)について、いずれかの要件を満たしていること。

(1) 正資格者

- ア 公認心理師
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ウ 精神科医
- エ 児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) 準ずる者 ※採用校種は、公立中学校（政令市を除く）のみです。

- ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童・生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童・生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ウ 医師で、心理業務又は児童・生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※相談業務については、大学等卒業後の経験に限定しません。また、教員として学校に勤務している期間に行った相談等は経験年数に含みませんが、公立の教育相談センター等において専門的立場による相談は、経験年数に含むことができます。

2 採用予定者数

正資格者と準ずる者を合わせて 70 名程度

※退職人数等により、増減する場合があります。

3 選考について

(1) 選考方法

- ・一次選考 「書類審査」
- ・二次選考 「面接試験」

(2) 一次選考結果の案内

令和6年11月上旬に、郵送にて通知します。

(3) 二次選考の案内

一次選考結果とあわせて、二次選考の日程や会場を記載した受験票を同封します。

(4) 二次選考結果の案内

二次選考当日に日程と通知方法（郵送・県ホームページへの掲載）をお知らせします。

※選考結果について、電話、電子メール等による問合せには応じられません。

(5) その他

- ・選考日時の指定及び変更等には応じられません。
- ・受験票送付後に、選考を辞退する場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。
- ・合格通知後にやむを得ない理由により、採用を辞退する場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。

4 応募方法

次の書類のうち、応募資格に該当するものを、簡易書留で問合せ先（本募集案内の末尾参照）まで郵送してください。

令和6年10月4日（金）締切 ※当日消印有効 ただし、持参する場合は当日17時まで。

必要書類	応募資格				(1) 正資格者			(2) 準ずる者		
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ			
①令和7年度神奈川県教育委員会スクールカウンセラー採用候補者選考申込書「様式1及び様式2」 *片面印刷すること	○	○	○	○	○	○	○			
②返信用封筒2通 110円切手（2通）を貼付した定型（長型3号）封筒に、住所・氏名を表記（宛名の敬称は「様」）したもの	○	○	○	○	○	○	○			
③「公認心理師登録証」の写し、若しくは「公認心理師試験合格証書」の写し ※合格証書の写しを提出された者は、本採用選考合格後、「公認心理師登録証」の写し	○	※								
④「臨床心理士資格登録証明書」の写し	※	○								
⑤「医師免許状」の写し			○							○
⑥在職証明書 ※過去に勤務していた者は職歴証明書				○						
⑦大学院修了証明書						○				
⑧大学又は短期大学卒業証明書							○			
⑨心理業務又は児童・生徒を対象として、相談業務に従事した期間及び内容等の証明書 ※勤務先から発行を受けたもの ※平成31年度以降に神奈川県教育委員会スクールカウンセラーとしての勤務経験がある者は、証明書は不要						○	○	○		

※ 正資格者でア、イ両方を有している場合は、③、④両方を提出してください。

5 採用について

二次選考に合格した者は、採用候補者として登録されます。また、中学校に配置される採用候補者は、指定された学校の校長または市町村教育委員会との面接が必要になります。なお、勤務校が令和6年度と変更がない場合も同様です。

採用にあたり「営利企業等への従事等確認票」、「健康診断書」及び「宣誓書」を、令和7年3月14日（金）までに子ども教育支援課（小・中学校）、学校支援課（高等学校、中等教育学校）へ提出してください。また、「在職証明書」等の提出をお願いする場合があります。

6 勤務条件等

- (1) 配置校 神奈川県教育委員会が指定した県内の公立中学校(横浜市、川崎市、相模原市を除く)又は県立高等学校、県立中等教育学校
※勤務校に関する希望は、受け付けられません。
※県内の公立中学校に勤務する場合、その域内の小学校を併せて担当する場合があります。
※県内の公立中学校と県立高等学校及び県立中等教育学校のスクールカウンセラーを兼務することはできません。
- (2) 勤務日 原則として1日あたり7時間、年間35日勤務(変更となる場合があります。)
- (3) 基本報酬等
・正資格者…1時間あたり5,000円
・準ずる者…1時間あたり3,500円
※スクールカウンセラーとして公立小・中学校又は高等学校、中等教育学校に勤務した経験が3年に満たない者は、1時間あたりの基本報酬額から500円を減じた額とします。
※交通費は別途支給します。
- (4) 身分 第1号会計年度任用職員
- (5) 任用期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) (予定)
※神奈川県教育委員会が勤務成績を優秀と認める者は、2回を限度として、再度の任用をすることができます。
- (6) その他
・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の適用はありません。
・労働者災害補償保険等が適用されます。
・神奈川県会計年度任用職員は、週の勤務時間数の上限が29時間です。神奈川県教育委員会スクールカウンセラー以外にも、神奈川県の会計年度任用職員(非常勤講師、スクールメンター等を含む)として勤務される予定の者は、週の勤務時間数の合計が29時間を超過しないよう御注意ください。

7 その他

本募集は令和7年度の県予算の成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じます。

子どもサポートハンドブック(かながわ子どもサポートドックの概要説明)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/r5handbook.pdf>

スクールカウンセラー業務ガイドライン

<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf>



問合せ先

神奈川県教育委員会教育局支援部 子ども教育支援課 担当：石黒、廣瀬
学校支援課 担当：吉行、美濃

所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：(045)210-8292(子ども教育支援課直通)、(045)210-8295(学校支援課直通)

ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/counselor.html>